



# 平成20年度 建設業安全衛生推進大会



宮崎地区建設業協会  
宮崎労働基準監督署  
宮崎県土木施工管理技士会宮崎支部  
社団法人宮崎県建設業協会

## 業種別・署別災害発生状況(休業4日以上)

宮崎労働局

※上段

死亡災害：平成18年確定

休業災害：平成18年確定

※下段

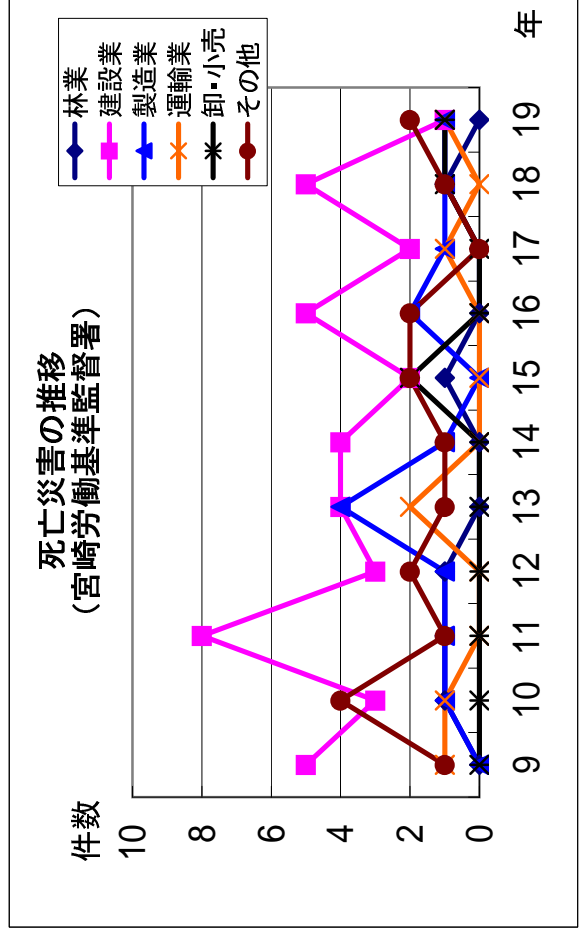
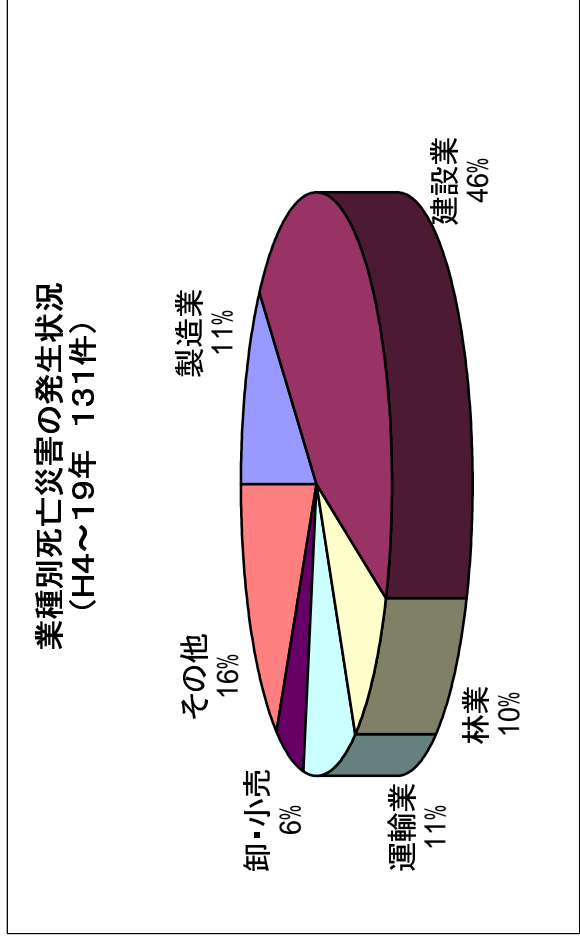
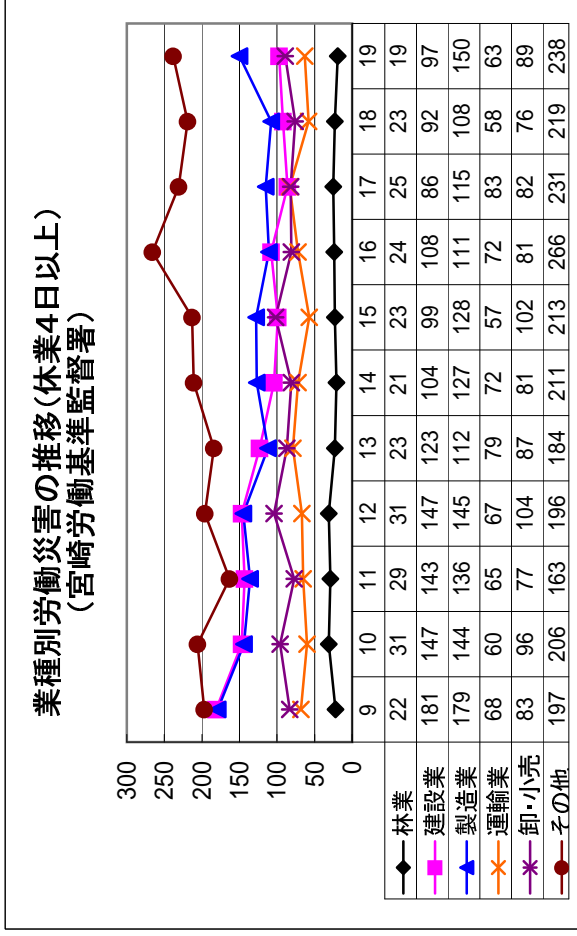
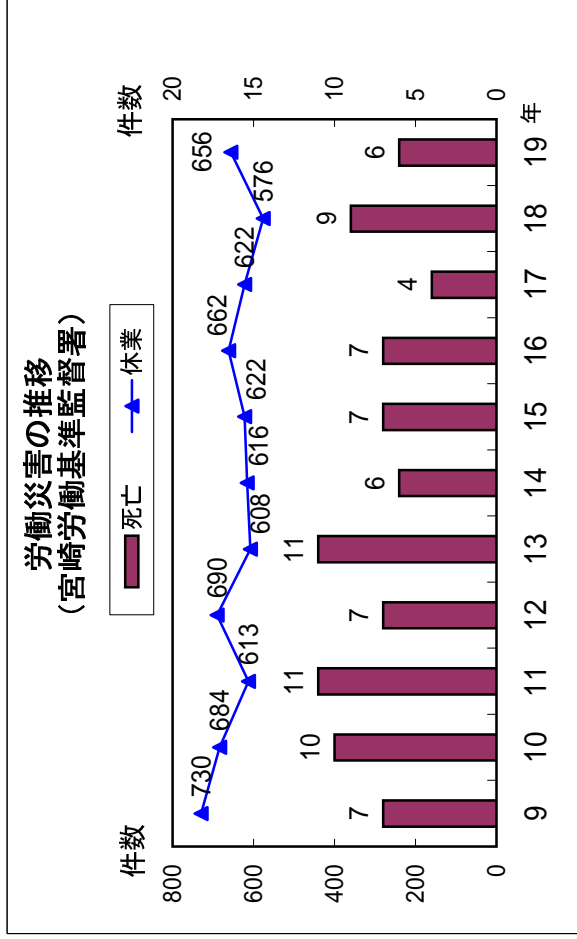
死亡災害：平成19年確定

休業災害：平成19年確定

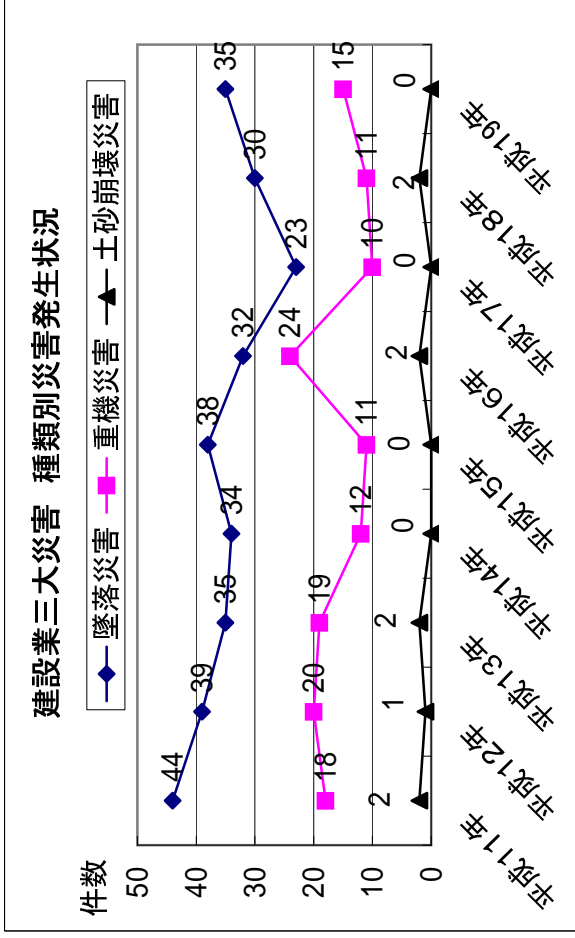
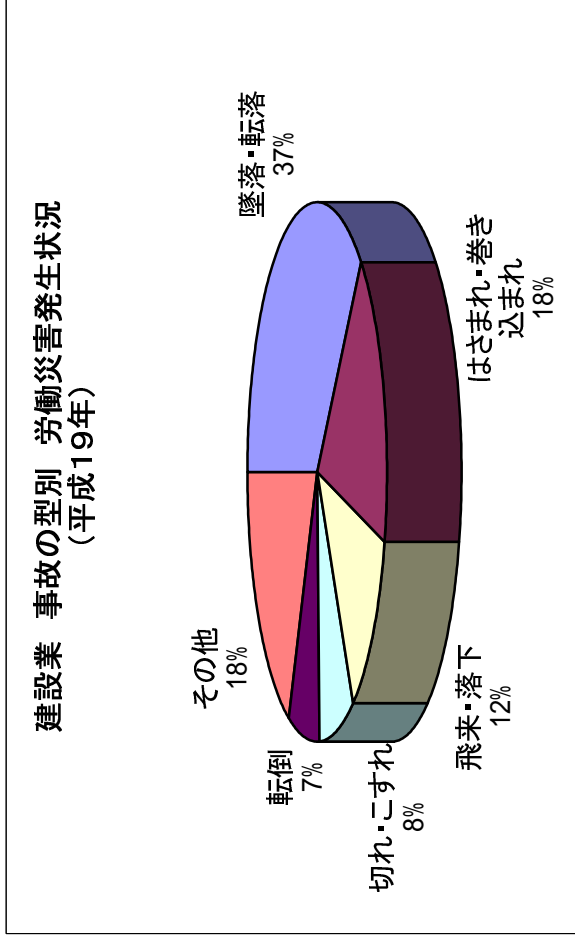
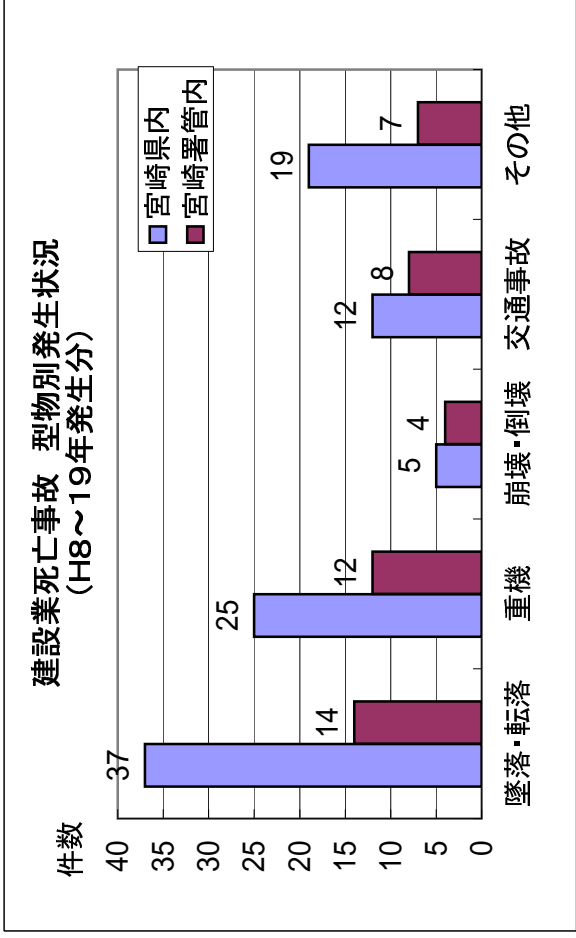
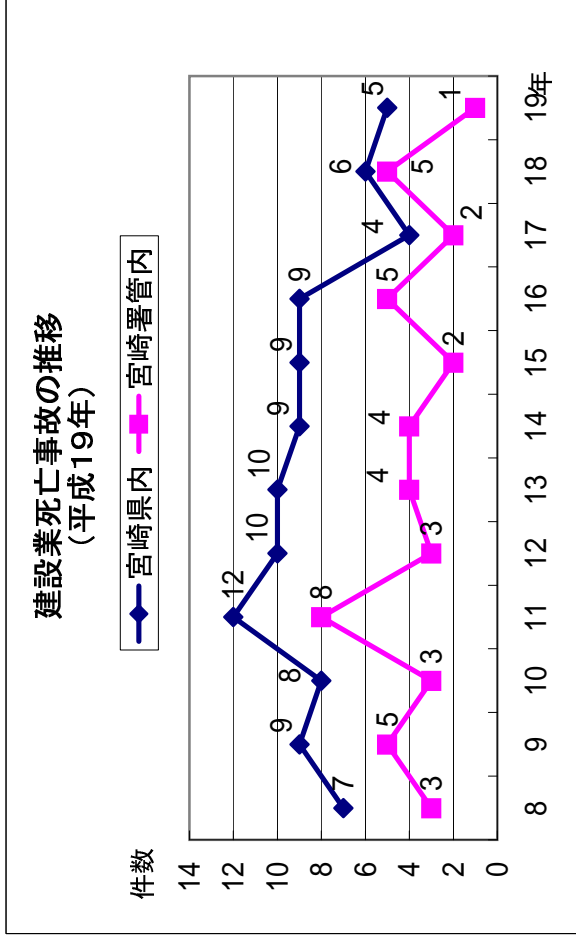
	合計			宮崎署			延岡署			都城署			日南署		
	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計
<b>01製造業</b>	1	358	359	1	108	109		82	82		134	134		34	34
	2	363	365	1	150	151		73	73	1	109	110		31	31
01食料品		146	146		55	55		27	27		55	55		9	9
		145	145		74	74		21	21		40	40		10	10
04木材・木製品		72	72		10	10		16	16		30	30		16	16
		71	71		10	10		17	17		32	32		12	12
09窯業土石		18	18		5	5		3	3		9	9		1	1
		21	21		5	5		6	6		6	6		4	4
12金属製品		26	26		10	10		9	9		4	4		3	3
		26	26		13	13		3	3		9	9		1	1
13～15機械器具	1	24	25	1	9	10		9	9		5	5		1	1
	1	27	28	1	20	21		5	5		1	1		1	1
<b>02鉱業</b>		7	7		3	3					4	4			
	1	3	4		1	1				1	1	2		1	1
<b>03建設業</b>	6	280	286	5	92	97	1	101	102		72	72		15	15
	5	241	246	1	97	98	2	72	74	2	51	53		21	21
01土木工事	3	113	116	3	39	42		45	45		24	24		5	5
	4	91	95	1	41	42	1	28	29	2	16	18		6	6
02建築工事	2	125	127	2	40	42		39	39		36	36		10	10
	1	117	118		42	42	1	30	31		32	32		13	13
(02-02 木造建築)	1	42	42		14	14		14	14		9	9		5	5
	1	33	34		8	8	1	11	12		6	6		8	8
<b>04運輸交通業</b>	2	138	140		58	58	1	24	25	1	54	55		2	2
	1	158	159	1	63	64		34	34		55	55		6	6
03道路貨物運送	1	119	120		47	47	1	19	20		51	51		2	2
	1	140	141	1	52	53		33	33		50	50		5	5
<b>05貨物取扱業</b>		12	12		3	3		5	5		4	4			
		9	9					7	7		2	2			
<b>06農林業</b>	3	106	109	1	33	34		40	40		22	22	2	11	13
	5	118	123		32	32	2	48	50	2	27	29	1	11	12
02林業	3	86	89	1	23	24		39	39		16	16	2	8	10
	5	86	91		19	19	2	45	47	2	12	14	1	10	11
<b>07畜産・水産業</b>		60	60		22	22		6	6		27	27		5	5
		67	67		24	24		12	12		28	28		3	3
<b>08商業</b>	1	171	172	1	76	77		34	34		53	53		8	8
	3	164	167	2	92	94	1	20	21		45	45		7	7
01～02卸・小売	1	162	163	1	76	77		29	29		49	49		8	8
	2	156	158	1	89	90	1	20	21		42	42		5	5
<b>09金融・広告業</b>		32	32		20	20		8	8		4	4			
		22	22		14	14		2	2		5	5		1	1
<b>10映画・演劇業</b>		1	1								1	1			
<b>11通信業</b>		27	27		13	13		5	5		6	6		3	3
	1	34	35		15	15		6	6	1	8	9		5	5
<b>12教育・研究業</b>		12	12		5	5		3	3		3	3		1	1
		13	13		6	6		3	3		2	2		2	2
<b>13保健衛生業</b>		74	74		29	29		21	21		22	22		2	2
		98	98		35	35		24	24		33	33		6	6
<b>14接客娯楽業</b>		95	95		54	54		13	13		25	25		3	3
		98	98		67	67		12	12		13	13		6	6
<b>15清掃・と畜業</b>	2	55	57	1	30	31		8	8	1	16	17		1	1
		43	43		30	30		4	4		8	8		1	1
(01-01 ビルメン)	1	28	29		16	16		6	6	1	5	6		1	1
		22	22		17	17		2	2		3	3			
<b>16官公署</b>		2	2											2	2
		1	1		1	1									
<b>17その他の事業</b>	2	61	63		30	30	1	11	12		18	18	1	2	3
	1	65	66	1	29	30		15	15		20	20		1	1
(01-01 派遣業)		1	1								1	1			
		2	2					1	1		1	1			
<b>合計</b>	17	1491	1508	9	576	585	3	361	364	2	465	467	3	89	92
	19	1497	1516	6	656	662	5	332	337	7	407	414	1	102	103

資料出所：労働者死傷病報告

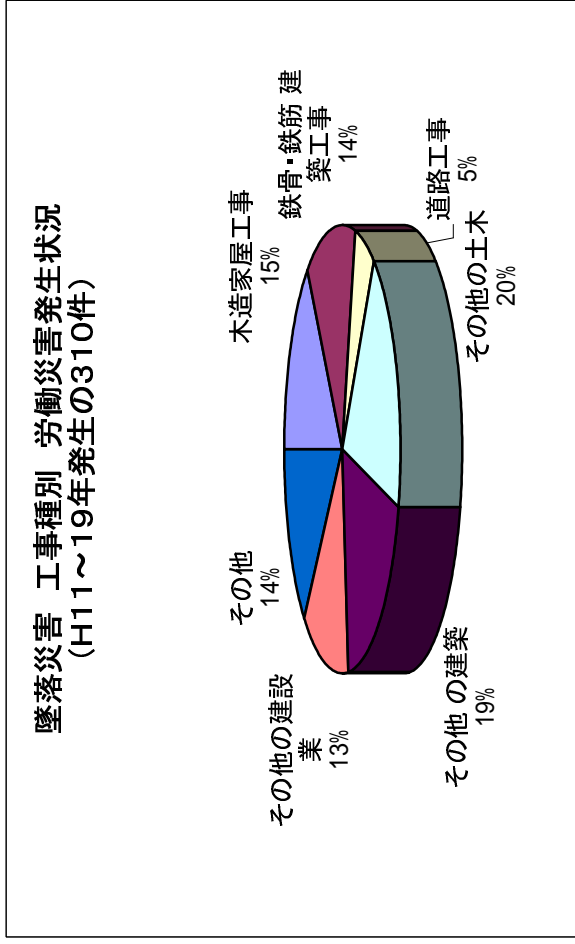
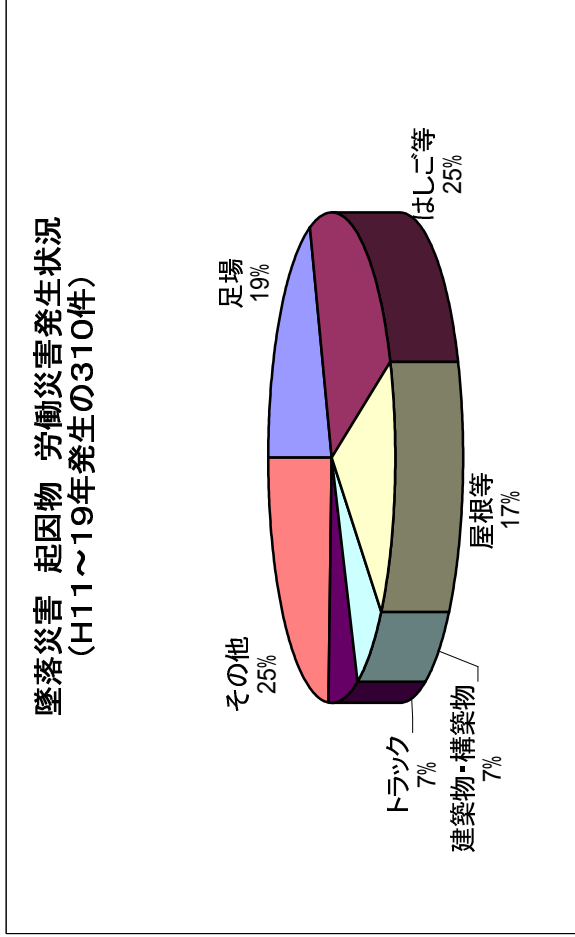
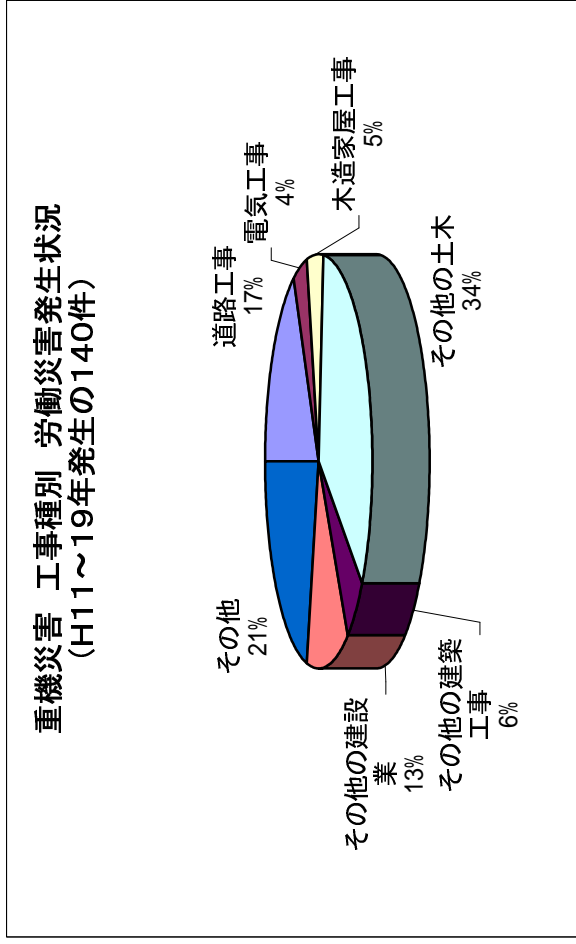
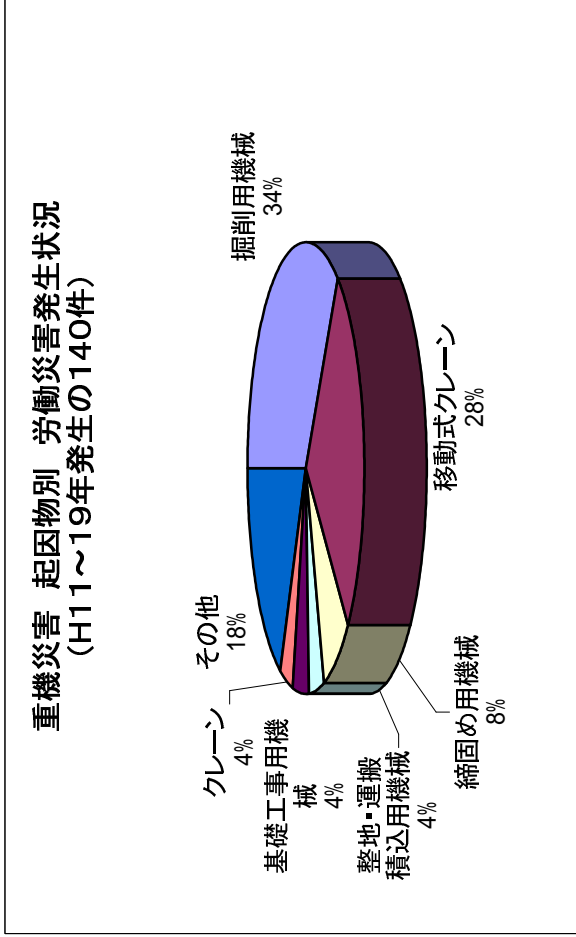
# 宮崎労働基準署管内の労働災害の現状 ①



# 宮崎労働基署管内の労働災害の現状 ②



# 宮崎労働基準署内の労働災害の現状 ③



# 新旧対照表

## 労働安全衛生法における健康診断の新旧項目

- ・定期健康診断項目についての新旧対照表です。
- ・雇入時の健康診断は、●1及び●2の項目も必須項目となります。また、喀痰検査の項目はありません。
- ・特定業務従事者の健康診断及び海外派遣労働者の健康診断の省略基準等については、都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせ下さい。

		【旧】	【新】
診察等	問診(既往歴及び業務歴の調査)		
	(喫煙歴及び服薬歴)		※1
	身体計測(身長)	●1	●1
	(体重)		
	(腹囲)		●2 ※2
	視力		
	聴力		
	自覚症状及び多覚症状の有無の検査		
	血圧		
胸部エックス線検査			
喀痰検査		□1	□1
検査血	血色素量	●2	●2
	赤血球数	●2	●2
肝機能検査	GOT	●2	●2
	GPT	●2	●2
	-GTP	●2	●2
血中脂質検査	血清総コレステロール	●2	
	血清トリグリセライド	●2	●2
	HDLコレステロール	●2	●2
	LDLコレステロール		●2
血糖検査	空腹時血糖	●2	●2
	ヘモグロビンA1c	(□2)	(□2)
尿検査	蛋白		
	糖	●3	
心電図検査		●2	●2

○：必須項目

□1：胸部エックス線検査により病変及び結核発病のおそれがないと診断された者について医師の判断に基づき省略可

□2：血糖検査については、ヘモグロビンA1cで代替も可(平成10年12月15日 基発第697号)

●1：20歳以上の者については、医師の判断に基づき省略可

●2：40歳未満(35歳を除く。)の者については、医師の判断に基づき省略可

●3：血糖検査を受けた者については、医師の判断に基づき省略可

※1：喫煙歴及び服薬歴については、問診等で聴取を徹底する旨通知(平成20年1月17日 基発0117001号、保発第0117003号)

※2：●2に加えて、①妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの、②BMIが20未満である者、③BMIが自ら腹囲を測定し、その値を申告した者は、医師の判断に基づき省略可

健康診断個人票 (雇入時)

氏名		生年月日	年 月 日	健診年月日	年 月 日
		性別	男 ・ 女	年齢	歳
業務歴		血 圧 (mmHg)			
既往歴		貧血検査	血色素量 (g/dℓ)		
			赤血球数 (万/mm <sup>3</sup> )		
自覚症状		肝機能検査	G O T (IU/ℓ)		
			G P T (IU/ℓ)		
			- G T P (IU/ℓ)		
他覚症状		血中脂質検査	LDLコレステロール (mg/dℓ)		
			HDLコレステロール (mg/dℓ)		
			トリグリセライド (mg/dℓ)		
		血糖検査 (mg/dℓ)			
		尿検査	糖	- +	
			<small>たん</small> 蛋 白	- +	
身長 (cm)		心電図検査			
体重 (kg)		その他の法定検査			
B M I		その他の検査			
腹囲 (cm)		医師の診断			
視力	右	( )	健康診断を実施した医師の氏名 (印)	医師の意見	
	左	( )			
聴力	右 1000Hz	1 所見なし 2 所見あり	健康診断を実施した医師の氏名 (印)	医師の意見	
	4000Hz	1 所見なし 2 所見あり			
	左 1000Hz	1 所見なし 2 所見あり			
	4000Hz	1 所見なし 2 所見あり			
胸部エックス線検査	直接 間接 撮影 年 月 日	意見を述べた医師の氏名 (印)			
フィルム番号	No.	歯科医師による健康診断			
備考		歯科医師による健康診断を実施した歯科医師の氏名 (印)			
		歯科医師の意見			
		意見を述べた歯科医師の氏名 (印)			

備考

- 労働安全衛生規則第43条、第47条若しくは第48条の雇入時の健康診断又は労働安全衛生法第66条第4項の健康診断を行ったときに用いること。
- B M I は、次の算式により算出すること。  

$$B M I = \frac{\text{体重 (kg)}}{\text{身長 (m)}^2}$$
- 「視力」の欄は、矯正していない場合は ( ) 外に、矯正している場合は ( ) 内に記入すること。
- 「その他の法定検査」の欄は、労働安全衛生規則第47条の健康診断及び労働安全衛生法第66条第4項の健康診断のうち、それぞれの該当欄以外の項目についての結果を記入すること。
- 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。
- 「歯科医師による健康診断」の欄は、労働安全衛生規則第48条の健康診断を実施した場合に記入すること。
- 「歯科医師の意見」の欄は、歯科医師による健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について歯科医師の意見を記入すること。

健康診断個人票

氏名		生年月日		年 月 日		雇入年月日		年 月 日	
		性別		男 ・ 女					
健診年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
年齢		歳		歳		歳		歳	
他の法定特殊健康診断の名称									
業務歴									
既往歴									
自覚症状									
他覚症状									
身長 (cm)									
体重 (kg)									
B M I									
腹囲 (cm)									
視力	右	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	左	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
聴力	右 1000Hz	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	
	4000Hz	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	
	左 1000Hz	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	
	4000Hz	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	
検査方法		1オージオ 2その他	1オージオ 2その他	1オージオ 2その他	1オージオ 2その他	1オージオ 2その他	1オージオ 2その他	1オージオ 2その他	
胸部エックス線検査		直接 間接	直接 間接	直接 間接	直接 間接	直接 間接	直接 間接	直接 間接	
		撮影年月日	撮影年月日	撮影年月日	撮影年月日	撮影年月日	撮影年月日	撮影年月日	
フィルム番号		No.	No.	No.	No.	No.	No.	No.	
咳痰検査									
血圧 (mmHg)									
貧血検査	血色素量 (g/dl)								
	赤血球数 (万/mm <sup>3</sup> )								
肝機能検査	G O T (IU/l)								
	G P T (IU/l)								
	-G T P (IU/l)								
血中脂質検査	L D L コレステロール (mg/dl)								
	H D L コレステロール (mg/dl)								
	トリグリセライド (mg/dl)								
血糖検査 (mg/dl)									
尿検査	糖	- +	- +	- +	- +	- +	- +	- +	
	たん 蛋 白	- +	- +	- +	- +	- +	- +	- +	
心電図検査									



健康診断年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
その他の法定検査					
その他の検査					
医師の診断					
健康診断を実施した医師の氏名 ㊟					
医師の意見					
意見を述べた医師の氏名 ㊟					
歯科医師による健康診断					
歯科医師による健康診断を実施した 歯科医師の氏名 ㊟					
歯科医師の意見					
意見を述べた歯科医師の氏名 ㊟					
備考					

備考

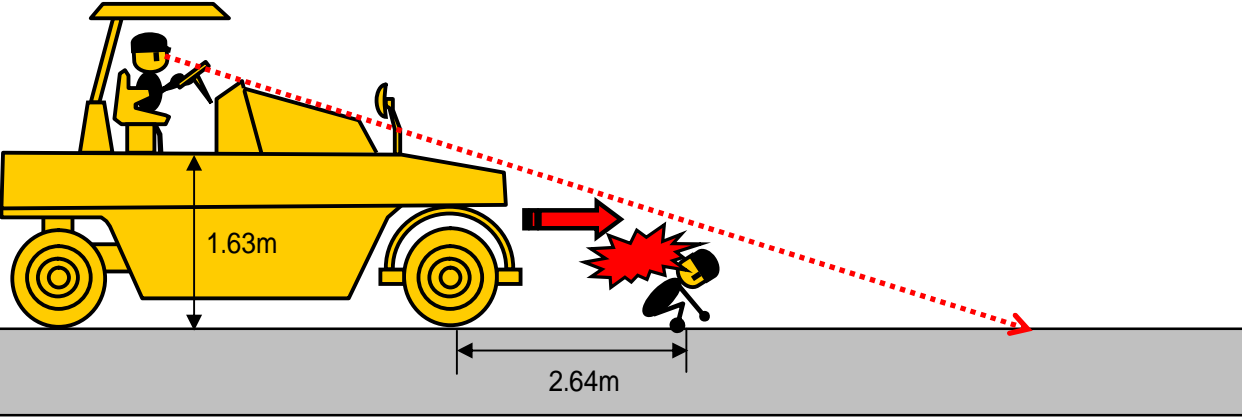
- 労働安全衛生規則第44条、第45条若しくは第46条から第48条までの健康診断、労働安全衛生法第66条第4項の健康診断（雇入時の健康診断を除く。）又は同法第66条の2の健康診断を行つたときに用いること。
- 「他の法定特殊健康診断の名称」の欄には、当該労働者が特定の業務に就いていることにより行うことになっている法定の健康診断がある場合に、次の番号を記入すること。  
（1.有機溶剤 2.鉛 3.四アルキル鉛 4.特定化学物質 5.高気圧作業 6.電離放射線 7.石綿 8.じん肺）
- BMIは、次の算式により算出すること。  

$$BMI = \frac{\text{体重 (kg)}}{\text{身長 (m)}^2}$$
- 「視力」の欄は、矯正していない場合は（ ）外に、矯正している場合は（ ）内に記入すること。
- 「聴力」の欄の検査方法については、オージオメーターによる場合は1に、オージオメーター以外による場合は2に丸印をつけること。なお、労働安全衛生規則第44条第5項の規定により医師が適当と認める方法により行つた聴力の検査については、1,000ヘルツ及び4,000ヘルツの区分をせずに所見の有無を1,000ヘルツの所に記入すること。
- 「その他の法定検査」の欄は、労働安全衛生規則第47条の健康診断及び労働安全衛生法第66条第4項の規定により都道府県労働局長の指示を受けて行つた健康診断のうち、それぞれの該当欄以外の項目についての結果を記入すること。
- 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。
- 「歯科医師による健康診断」の欄は、労働安全衛生規則第48条の健康診断を実施した場合に記入すること。
- 「歯科医師の意見」の欄は、歯科医師による健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について歯科医師の意見を記入すること。

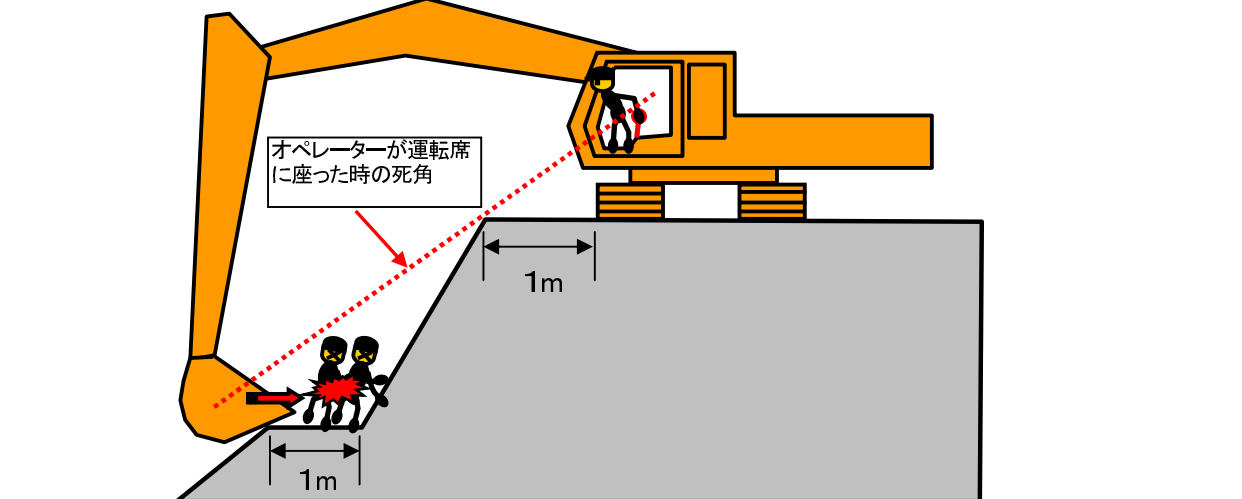
# 災害事例

宮崎労働基準監督署

## 災害事例①

発生状況	停車中のタイヤローラーの前で休憩を取った後、作業を開始して、運転手がタイヤローラーを前進させたところ、休憩で使った茶具等の後片付けを行っていた被災者を轢いた。		
原因	①休憩場所がタイヤローラーの前で、不適切であったこと。 ②被災者がいた位置が運転席からの死角になっており、運転手が被災者に気づかなかったこと。 ③タイヤローラーを発進させる時、死角があるのに前方確認を怠ったこと。	対策	①休憩は安全な場所で行うこと。 ②車両系建設機械の周囲に立ち入らないこと。 ③車両系建設機械の運転の時は、周囲の安全を確認してから発進すること。
			

## 災害事例②

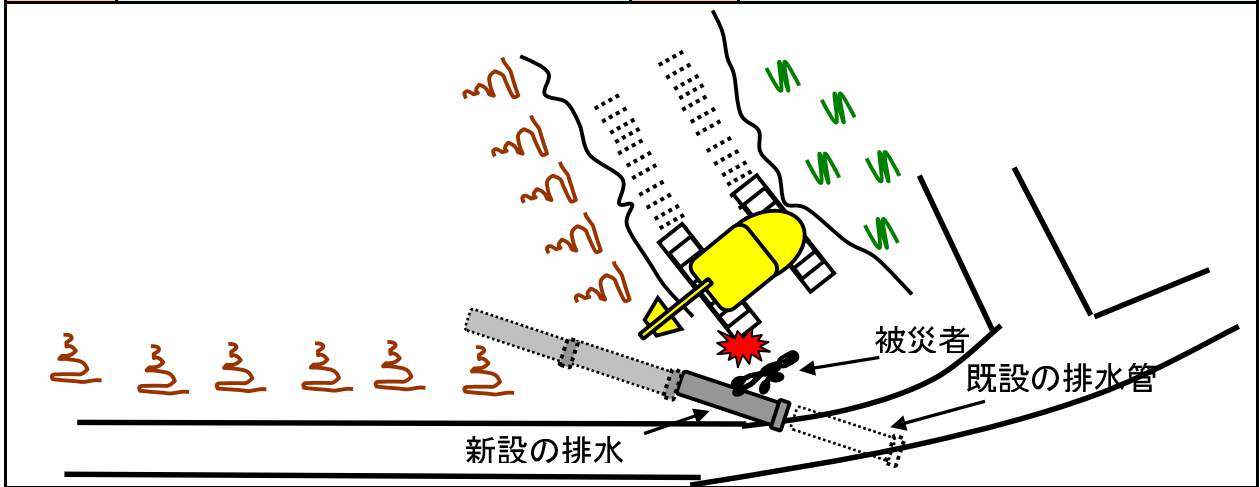
発生状況	防波堤犬走りのコンクリート打設作業中、労働者2名がスコップでドラグショベルのバケットに余分な碎石を入れていた。バケットの位置を変えるため運転手が操作したところ、アームを手前に引いてしまい、犬走りにいた2名をバケットで押し法面との間に挟み被災した。		
原因	①ドラグショベルと接触する範囲内に労働者を立ち入らせたこと。 ②被災者の作業位置が運転席から見えず、運転手が立ち上がって操作を行っていたため、レバーの位置が運転手の背部となり、操作を誤ってしまったこと。	対策	①車両系建設機械の接触する恐れのあるところに労働者を立ち入らせないこと。止むを得ず立ち入らせるときは、必ず誘導者を配置して誘導者が行う誘導に従った作業を行うこと。 ②車両系建設機械の運転は運転席において行うとともに、運転席を立つときは、必ずロックレバーを引くこと。 ③事前に、車両系建設機械の作業に関する作業計画を定め、計画どおりの作業を行うこと。
			

# 災害事例

宮崎労働基準監督署

## 災害事例③

発生状況	ドラグショベルにより、コンクリート製排水管を斜面に設置し、当該排水管の上端と一般道路直下を横断する形で設置されていた既設のコンクリート製排水管(ヒューム管)とを連結する準備作業等に従事していた被災者が、重圧管の設置箇所盛土を埋め戻し、当該箇所をドラグショベルのバケットで締固め作業中に、走行停止不能状態となりオーバーランしたドラグショベルに轢かれたもの。	
原因	<p>①重機が接触することにより労働者に危険が生ずる箇所に立ち入らせたこと。また、重機の走行範囲等で作業を行う時に誘導者を配置していなかったこと。</p> <p>②ドラグショベルキャビンの床に置いていた金属製のつり金具が、走行レバーの根元部の隙間にはまりこみ、走行停止不能状態になりオーバーランしたもの。</p> <p>③重機の種類・能力、運行経路、作業の方法を定めた作業計画を作成しなかったこと。</p>	<p>対策</p> <p>①重機の走行範囲等は、原則立入禁止とすること。また、やむを得ず重機の走行範囲内で作業を行う時は、誘導者を配置し誘導をさせること。</p> <p>②ドラグショベルキャビン内には、運転操作の支障となるような機材等は持ち込まないこと。</p> <p>③書面による作業計画書を作成し、関係労働者に作業内容を的確に伝えること。</p>



## 災害事例④

発生状況	午後7時過ぎに翌日の塗装作業の段取り(外部足場上で翌日外壁塗装する箇所にホースが届くか確認していた)が終わり、被災者と職長は別々の通路を通り現場駐車場に向かった。被災者は建物内1階にある機械室を通り過ぎたところ、機械室出入口の先に通路(床)がなく開口になっていることに気付かなかったため、約4.5m下の地下1階に墜落した。職長は被災者が現場駐車場に来ないことから不審に思い現場内を探したところ、地下1階にいる被災者を発見した。	
原因	<p>①墜落防止措置(出入口をふさいだり、堅固な手すりを設けたり、立入禁止の表示を行う。架設通路の設置するなど)が講じられていないこと。</p> <p>②現場内の安全な作業通路が明確でなく、現場作業員に周知されていなかったこと。</p> <p>③建物内が暗かったこと。</p>	<p>対策</p> <p>①墜落防止措置を講じること。なお、手すり等の安全設備の点検責任者を選任すること。</p> <p>②現場内の安全通路にはその旨の表示を行うこと。</p> <p>③建物内の作業場所はもとより、安全通路についても必要な照度を確保すること。</p>

